

## 吉田町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年8月31日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

### 財政的援助団体等監査及び随時監査

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査等の実施期間

平成27年6月15日から平成27年7月29日まで

##### 2 監査の対象

###### (1) 団体

北区自治会、片岡区自治会、住吉区自治会、川尻区自治会

###### (2) 所管課

総務課

##### 3 監査の事項及び範囲

###### (1) 財政的援助団体等監査

平成26年度に交付された補助金に係る出納その他の事務

###### (2) 随時監査

平成26年度に当該団体に交付した補助金に係る事務事業

##### 4 監査の目的

###### (1) 財政的援助団体等監査

町が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納及びその他の事務の執行が、補助金の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

###### (2) 随時監査

町が財政的援助を与えている団体の所管課に対し、当該補助金等に係る団体への交付事務等の執行及び指導監督が、補助金の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

## 第2 監査等の結果等

### 1 補助金の概要

平成26年度 自治振興費補助金明細表 (単位：円)

項目	住吉区	川尻区	片岡区	北区
正副会長活動費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
町内会長活動費	1,284,000	773,000	691,000	852,000
隣組長活動費	2,496,000	1,452,000	1,332,000	1,188,000
自治会運営費	1,412,000	849,000	760,000	937,000
地域活性化推進事業費	0	600,000	600,000	600,000
町内会運営費	1,600,000	800,000	600,000	800,000
町内会活動費	3,005,000	1,677,000	1,432,000	1,783,000
合計	10,997,000	7,351,000	6,615,000	7,360,000

(注)町内会活動補助金は交通安全活動費、防災活動費、社会福祉活動費、環境美化活動費、青少年育成活動費で構成されている。

町から自治会への自治振興費補助金は、本年度 32,323,000 円、前年度 32,439,000 円で 116,000 円の減少であった。

### 2 監査の意見

#### (1) 財政的援助団体等監査

各自治会

補助金等に係る出納及びその他の事務の執行について、各団体に求めた資料及び揭示資料を監査するとともに、各団体の代表者及び職員から事業内容及び経理内容並びに補助金交付関係書類について説明聴取するほか、質問等により監査を実施した。

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正かつ効果的に執行されており、補助金は吉田町交付規則に基づき、おおむね適正に執行されていた。

なお、一部の自治会において補助金交付申請書、実績報告書等の記載事項に不備がみられたのでその都度、指導した。

(2) 随時監査

所管課・総務課

町が各自治会に補助金等を交付した事務事業について、提出を求めた資料及び掲示資料を監査するとともに、課長及び職員から交付事務の執行及び指導監督等について説明聴取するほか、質問等により、監査を実施した。

監査の結果、補助金交付申請書及び実績報告書について、記載事項に不備がみられたので適正な交付事務の審査及び交付団体への指導監督に努められたい。

なお、補助金の交付については、補助事業が町の施策に効果的であった公共の福祉の増進に役立つものでなければならない。所管課は社会状況の変化に対応して、補助対象事業の内容や補助金額の算定方法の見直しなどに努められたい。

3 指摘事項

(1) 財政的援助団体等監査・各自治会

指摘なし

(2) 随時監査・所管課 総務課

指摘なし

## 定期監査

### 第1 監査等の概要

1 監査等の対象実施期間

平成27年6月18日から平成27年7月14日まで

2 監査の対象

さくら保育園、すみれ保育園、こども発達支援事業所

さゆり保育園、わかば保育園

(所管課：社会福祉課)

3 監査の事項及び範囲

(1) 平成27年4月1日から平成27年5月31日までに執行された事務事業(各施設の視察を含む)

(2) 平成26年度保育所保育料及びこども発達支援事業所利用料

(3) 平成26年度こども発達支援事業所の事務事業

ただし、監査の過程で必要と認めた事項については、平成26年度以前も監査対象とする。

#### 4 監査の目的

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効果的に行われているかを主眼とした。

### 第2 監査等の結果

#### 1 保育園等の概要

##### (1) 保育園について

各園の概要は次のとおりである。

##### ア 施設の概要

(平成 27 年 5 月 31 日現在)

名 称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	定員 (人)
吉田町立 さくら保育園	榛原郡吉田町 住吉 1621-1	4,400	1,218	木造平屋建	130
吉田町立 さゆり保育園	榛原郡吉田町 片岡 805-1	16,543	1,490	鉄骨造平屋建	150
吉田町立 すみれ保育園	榛原郡吉田町 川尻 791	12,469 (全用地)	2,890	鉄筋コンクリー ト造平屋建	150
吉田町立 わかば保育園	榛原郡吉田町 神戸 2092-1	5,245	1,396	鉄筋コンクリー ト造平屋建	160

##### イ 職名人数は次のとおりである。(平成 27 年 5 月 31 日現在)

園長 4 人、園長補佐 4 人、主任保育士 8 人、保育士 23 人（育休中 1 人含む）、臨時保育士 40 人、主任給食員 4 人、臨時給食員 12 人、臨時看護師 1 人の合計 96 人である。

##### ウ 平成 27 年度保育園の入園児年齢別人数は次のとおりである。

(平成 27 年 5 月 31 日現在)

月齢児 1 人、0 歳児 6 人、1 歳児 82 人、2 歳児 94 人、3 歳児 111 人、4 歳児 120 人、5 歳児 111 人の合計 525 人である。

##### エ 最近 3 ケ年間の園児数の推移は次のとおりである。

平成 25 年度 493 人、平成 26 年度 507 人、平成 27 年度 525 人である。

##### オ 平成 26 年度保育所保育料について (平成 27 年 5 月 31 日現在)

収入未済額合計は 2,239,240 円となっている。内訳は過年度分(平成 20 年度～平成 25 年度) 1,649,640 円となり、平成 26 年度分は 589,600 円となっている。

カ 平成 27 年度保育所保育料について(平成 27 年 5 月 31 日現在)  
 収入未済額合計は現年度分(4 月分) 252,800 円である。

キ 平成 27 年 5 月 31 日現在における事務事業(支出)の執行状況について

(単位:千円・%)

園名・事務事業	予算額	執行額	執行率
さくら保育園運営費	16,997	1,119	6.6
さゆり保育園運営費	19,365	1,320	6.8
すみれ保育園運営費	23,905	1,513	6.3
わかば保育園運営費	21,155	1,741	8.2
合計	81,422	5,693	7.0

(2) こども発達支援事業所について

平成 26 年 4 月 1 日に開設したものであり、対象児童は吉田町に住  
 所を有する 3~5 歳児で主として発達障害児、知的障害児としている。

こども発達支援事業所の概要は次のとおりである。

ア 施設の概要

(平成 27 年 5 月 31 日現在)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	定員 (人)
吉田町立こども 発達支援事業所	榛原郡吉田町 川尻 791	12,469 (全用地)	684	鉄筋コンクリー ト造平屋建	30

イ 職名別人数は次のとおりである。(平成 27 年 5 月 31 日現在)

所長 1 人、主任保育士 3 人、保育士 2 人、臨時保育士 5 人の合計  
 11 人である。

ウ 児童数は次のとおりである。(平成 27 年 5 月 31 日現在)

(ア) 通所

3 歳児 7 人、4 歳児 5 人、5 歳児 6 人の合計 18 人であり、男 16  
 人、女 2 人となっている。

(イ) 並行

3 歳児 1 人、4 歳児 4 人、5 歳児 7 人の合計 12 人であり、男 11  
 人、女 1 人となっている。

エ 平成 26 年度利用料について

全額、収納済みである。

オ 平成 27 年度利用料について(平成 27 年 6 月 10 日現在)

収入未済額は現年度分（4月～5月分）136,263円である。  
カ 平成27年5月31日現在における事務事業（支出）の執行状況について

（単位：千円・％）

事務事業	予算額	執行額	執行率
こども発達支援事業費	18,395	1,848	10.0

## 2 監査意見

経営に係る事業の管理については保育計画及びこども発達支援計画等に基づきおおむね、合理的かつ効果的に行われている。

財務に関する事務事業については収入事務・保育所保育料及びこども発達支援事業所利用料は保育園及びこども発達支援事業所と社会福祉課が連携を図り、収納率向上に努めている。

一方、支出事務については年度初期でもあり、各保育園及びこども発達支援事業所共に少なく、4保育園合計の執行額は5,693千円、執行率は7.0%となっている。こども発達支援事業所の執行額は1,848千円、執行率は10.0%となっている。

平成26年度より部外講師による食育、鉛筆、音楽、運動の各教室を実施しており、成果をあげている。

財務に関する事務事業は指摘事項を除き、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事項についてはそれぞれ、口頭で注意及び指導を行った。

前回監査時の指摘事項については措置を講じたとの通知があり、適切に業務改善が図られていた。

## 3 指摘事項

### 【指摘あり】

すみれ保育園では備品台帳副本はあったが直近のものがなかった。平成26年度の新設移転に伴い、多くの備品が購入されているにも関わらず、備品台帳副本が整備されていなかった。したがって備品台帳副本が、適正に整備されているとは認めがたい。物品分任出納員（園長）は規程に基づき、備品台帳副本を整備し、適切な備品管理に当たられたい。

また、所管課長である社会福祉課長は指摘事項をふまえ、内部統制の強化を図るとともに各保育園における備品管理が規程に基づき、適切に行われるよう、指導・監督に当たられたい。

○ 関連規程

ア 吉田町財務規則（抜粋）

（出納員等の任免）

第 111 条第 3 項 町長の事務部局以外の職員が出納員又はその他の出納職員に任命されたときは、当該事務に従事する間は、町長の事務部局の職員に併任されたものとする。

（物品出納員等）

第 163 条 出納室に物品出納員を、その他の主管並びに保育所、学校（以下本章において「各課」という。）に物品分任出納員を置く。

2 前項の物品出納員は、会計課長とし、物品分任出納員は、各課の長とする。

（物品出納員等の任免）

第 167 条 物品出納員及び物品分任出納員の任免については、第 111 条第 3 項の規程を準用する。

2 物品分任出納員の任免について、特に辞令の交付は行わない。

（物品分任出納員の帳簿）

第 274 条 物品分任出納員は、次の帳簿を備えなければならない。

(1) 備品台帳副本（様式第 77 号を準用する。）

イ 保育園備付け帳簿一覧表（抜粋）

文書番号	標 記	保存期間	編纂内容	取扱者
39	備品台帳	永 年		園 長